

2023-2024 地区及びクラブシェアリング交付金手続き

申請必要書類

(事業開始6か月前～90日前に申請)

- ① 申請書 3 枚
- ② 理事会議事録 「クラブで承認された」旨の記述のある理事会議事録
※申請書を添付または回覧し、その内容が承認されたことを明確に。
- ③ 見積書 「総事業費の根拠となる業者、取引先等の見積書」

報告必要書類

- ① 報告書 3 枚
- ② “LCIF 交付金を使用し無事、事業が終了した旨の記述のある理事会議事録
※報告書を添付または回覧し、その内容が承認されたことを明確に。
- ③ 「領収書のコピー」と「当日の写真」あれば「新聞等の切り抜き」
※ライオンズクラブ国際財団の交付金事業は PR 活動や看板等の設置を通して支援を受けて実施されたことを明示する必要がある。
報告書を提出しなければ次の交付金の使用許可がおりなくなります。

★申請がおりた事業が中止または延期の場合すぐにキャビネットに報告。

※中止、または延期が決定次第、新興イニシアチブ課（現在はグローバル交付金プログラム課）の担当者（交付金番号や送金手続きのメールで確認してください。）あてに報告すること。

その際、MD 並びに地区コーディネーター、キャビネット事務局、複合、LCIFTokyo へ必ず CC を入れる事。

中止の場合、入金済みの交付金については返金の指示がありますので、指示に従って手続きをしてください。

無指定献金 5000 \$ 以上のクラブは 15% がクラブ専用の交付金の申請可能額として 8、9 月ころ付与されお知らせがきます。クラブシェアリング交付金として申請し、クラブ内のアクティビティに使えます。使用されなければ 15 年間プールされていきます。

5000 \$ に達しなかったクラブは 331-B 地区内の 5000 \$ 未満だったクラブの総額の 15% は地区キャビネットの申請可能額としてキャビネットが保持します。

災害指定献金は 5000 \$ の中にカウントされません。

- 士別 CAB 会議議案 15 号に掲載されておりますが B 地区独自のルール（地区シェアリング交付金をクラブで活用する）を設けない事としました。